

第9章 市政運営

(市政運営の基本)

第29条 市は、市政運営に当たり、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること。
- (2) 公平、公正を確保し、かつ透明性の高い事務執行に努めること。
- (3) 最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。
- (4) 地域における資源を最大限に活用するよう努めること。
- (5) 持続可能な循環型社会を築くよう努めること。
- (6) 行政改革の計画的な推進に努めること。
- (7) 全ての市民が共有できる簡素で分かりやすい行政制度の構築に努めること。
- (8) 市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的な管理及び活用に努めること。

【解説】

第29条は、この条例の目的である市民自治の実現のために必要な、市政運営に関する基本的な考え方を定めています。

- (1) 市政運営において最も基本的であり、地方自治法に地方公共団体の役割として定められている「市民福祉の増進」と、市民自治の基本である「市民の意見の反映」を改めて定めています。
- (2) 業務を行うに当たっては、最も基本となる誰に対しても公平公正であることを前提とし、行政サービスに関する情報を公開することで、手続きをより分かりやすく明確にすることが求められます。
- (3) コスト意識を持ち効率的、効果的な市政運営を行うことが求められます。
- (4) 各地域が持っている資源を有効活用し、効果的な市政運営を行うよう規定しています。
- (5) 第6条（自然との共生の原則）に基づき、次世代への配慮として持続可能な循環型社会を目指すべきであることを定めています。
- (6) 市政運営については、常に検証を行い、見直していくことが必要であり、計画的に行政改革を行うことを明確にしています。
- (7) 全ての市民にとって分かりやすく、利用しやすい行政制度を整備することを求めています。
- (8) 公共施設や道路、水道などの社会資本はもとより、基金や土地などの金融資産を含む市の財産は、市民の共有の財産であり、次の世代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならないものであることを考えて、無駄なく大切に扱わなければならないことを定めています。

関連条例等

- 栃木市行政手続条例

(総合計画)

第 30 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想
- (2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた基本計画
- (3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画

3 前項第 1 号の基本構想及び同項第 2 号の基本計画は、議会の議決を経て定めなければならない。

4 市は、総合計画をこの条例の自治の基本理念にのっとり策定し実施するとともに、適切な進行管理及び評価に努めなければならない。

5 市は、総合計画の達成目標、進捗状況及び評価結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

6 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、市民に意見を求めるとともに、市民の参画を求めなければならない。

【解説】

総合計画は、かつては地方自治法において策定が義務付けられていましたが、平成 23 年 8 月 1 日の地方自治法の改正により、その義務は廃止されています。そのような状況であっても、栃木市としてはまちづくりにおいて総合計画は必要不可欠であるという考えから、第 30 条（総合計画）を定めており、第 1 項において、策定根拠を明確にしています。

第 2 項では、栃木市の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成することとし、第 3 項では、総合計画の根幹をなす「基本構想」と「基本計画」については、議会の議決を経て定めることとしています。

第 4 項では、総合計画の策定においては、第 2 章（自治の基本理念）において定められている、まちづくりの主体が市民であり、市政は市民の信託に基づくという理念に則ることを規定しています。

第 5 項は、情報共有の観点から、総合計画に関する定量的な情報を、市民に分かりやすい形で提供しなければならないと定めています。

第 6 項は、市民自治の観点から市政運営の指針である総合計画の策定、見直しに市民の参画を求めています。

総合計画のイメージ

基本構想（議会の議決が必要）

市の目指すべき将来像と、施策の目標を掲げるもの

基本計画（議会の議決が必要）

基本構想に基づく施策を体系化し、内容を具体的に示すもの

実施計画

基本計画で示された施策を具体化する事務事業を取りまとめたもので、上位施策への貢献度や効果を点検するもの。

(財政運営)

- 第 31 条 市は、財政基盤の強化を図り、計画的で健全かつ持続可能な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行しなければならない。
 - 3 市長は、予算編成の過程を、市民に分かりやすく説明しなければならない。
 - 4 市長は、財政計画、予算の編成、予算の執行、決算の認定、財産の保有状況その他財政状況に関する資料を作成し、毎年度公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

第 31 条は、財政運営のあり方について定めています。

第 1 項では、地方財政法第 2 条で地方財政運営の基本として定められている健全な財政運営に加えて、将来に向けて安定した持続可能な財政運営に努めることを定めています。

第 2 項では、総合計画は市政運営の指針となるものであることから、予算の編成及び執行に当たっては総合計画に基づき行うことを定めています。

第 3 項では、普段市民が触れる機会の少ない、予算編成の過程について分かりやすく説明することで、第 4 項では、財政に関する各種情報を、積極的に市民に対して情報提供していくことで、市民に対して開かれた市政運営を実施していくことを定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市財政状況の公表に関する条例

(行政評価)

- 第 32 条 市は、政策、施策及び事務事業について、効率的かつ効果的に実施するために行政評価を実施しなければならない。
- 2 市は、行政評価の結果を総合計画及び個別計画の進行管理並びに予算編成に反映させなければならない。
 - 3 市は、行政評価に当たっては、市民に分かりやすい指標等を用いるよう努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

【解説】

栃木市においてはすでに行政評価の一部である「事務事業評価」をすでに実施していますが、第 32 条ではそれを含む行政評価の実施を市の責務として定めています。

第 1 項では、事務事業評価を含む各種行政評価を行うこと、第 2 項では、その結果を、政策等の見直しに反映し、効果的な市政運営を行うことを規定しています。

第 3 項では、行政評価の透明性を確保し、その効果が判断しやすいように、市民にとって分かりやすい指標等を用い、情報提供していくことを定めています。

○行政評価

行政が行う政策、施策、事務事業について、「市民にとっての効果は何か」、「当初期待したとおりの効果は上がっているか」などという視点から客観的に評価・検証し、結果を事務改善・計画の見直しの判断材料とし、より良い市政運営につなげていく手法。

(外部監査制度)

第 33 条 市は、適正で効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、法令の定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を実施するものとする。

【解説】

第 33 条は、市で行われている内部監査以外に、第三者による外部監査を行うことで、更に市政運営の透明性、効率性を高めることが可能になるとの考えから定めたものです。

○外部監査

内部組織による監査ではなく その組織とは関係のない第三者による監査の制度。

関連条例等

- ・ 栃木市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

(行政組織)

第 34 条 市長等は、その内部組織の編成に当たり、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 市民のニーズに的確に対応し、市民にとって分かりやすい組織であること。
- (2) 効率的かつ機能的な組織であるとともに、社会情勢、環境等の変化にも柔軟に対応できる組織であること。
- (3) 市の組織間の相互連携が容易なこと。

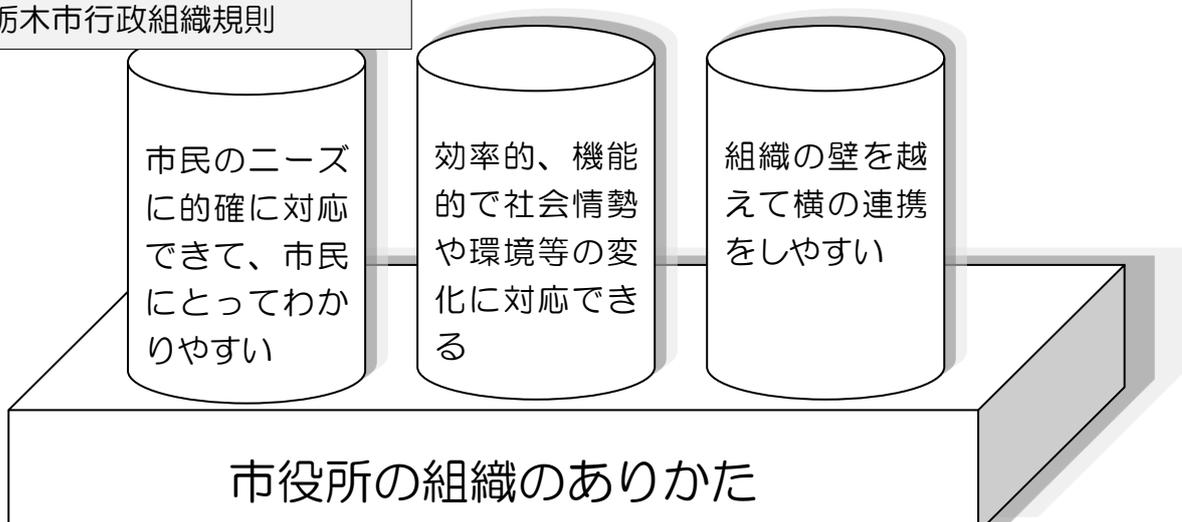
【解説】

第 34 条は、市の組織のあり方について定めています。

- (1) 市の組織は、まず、市民の要望に的確に対応できること、そして市民にとって分かりやすい組織であることを求めています。
- (2) 市の組織に対して、効率的、機能的、そして社会情勢や環境等の変化に対応できる柔軟性を求めています。
- (3) 市の組織全体としての力を発揮させるため連携がしやすい組織編成を求めています。

関連条例等

- ・ 栃木市部設置条例
- ・ 栃木市行政組織規則



(法務行政)

第 35 条 市は、独自の政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例その他の例規の制定、改正又は廃止に積極的に努めなければならない。

【解説】

法務行政については、地方自治法第 2 条第 12 項において、地方公共団体は関係法令を地方自治の本旨と、国と地方公共団体の役割を踏まえて、解釈、運用することと定められています。

法令については、従来は、国の指導や通知に従ってそのまま運用していましたが、現在は多種多様な市民ニーズや行政課題に対応するために、全国一律の国の解釈に従うのではなく、市が責任をもって、実情に合わせた法令解釈を行うことが必要です。また、地方分権改革により、地域の自主性、自立性が求められており、そのための環境も整備されているところです。

これらを踏まえ、第 35 条では、積極的な法令等の学習研究による自主的な法律解釈を推進し、実情にあった条例や規則などを制定、活用することにより、更なる市民ニーズや行政課題への的確な対応を求めています。

○法務行政

条例・規則・要綱等の制定改廃、法令の解釈運用、争訟への対応等。

(行政手続)

第 36 条 市は、処分、行政指導、届出等に関する行政手続に関して、法令及び別に条例で定めるところにより共通の基準を明らかにし、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

【解説】

第 36 条は、行政手続法、栃木市行政手続条例等に基づき、行政手続の基準を明確にすることで、公正の確保、透明性の向上、手続きの迅速化がなされることを求めています。

関連条例等

- ・ 栃木市行政手続条例



(職員施策)

第37条 市長その他の任命権者は、効率的かつ効果的な市政運営を実現するとともに、市職員の人材育成を図るために、市職員の適正な配置を行わなければならない。

2 市長その他の任命権者は、市職員の人材育成を図るため、研修制度を充実させるとともに、市職員の自己研さんの機会の提供に努めなければならない。

【解説】

第37条は、市職員についての施策のあり方について定めています。

第1項では、市長その他の任命権者の責務として、効率的で効果的な市政運営と市職員の人材育成という目的を達成するために、市職員の適材適所の配置を求めています。

第2項は、同じく市長その他の任命権者の責務として、市職員の人材育成の環境を整えることで積極的に市職員の資質の向上に努めることを規定しています。

○市長その他の任命権者

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、消防長、公営企業管理者（栃木市の場合は市長）、議長を指す。



(出資団体等)

第38条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じて、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が適正かつ効率的、効果的に達成されるよう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第38条は、市が出資等をしている団体に対する市の役割等について定めています。

市が出資等をしている団体は、地域社会の形成や市民活動の支援など、公共的なサービスを展開する重要な機関を指します。

第1項では、このような団体の運営の透明性を確保し、出資等の目的が適正に達成されるよう、市は団体の業務や財務の状況を把握するよう努めなければならないことを定めています。

第2項では、市は、このような団体が出資等の目的を、効果的、効率的に達成できるように努めなければならないことを定めています。

○事務の委託

自治法第252条の14の規定に基づく「事務の委託」のことを指す。

(危機管理)

第 39 条 市は、災害等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産を守るため、危機管理体制の強化に努めなければならない。

2 市は、危機管理体制の強化のため、市民、自主防災組織その他関係機関との協力及び連携を図らなければならない。

3 市は、市民による自主防災組織の設立、運営に関して必要な支援を行い、地域の防災力の強化に努めなければならない。

【解説】

東日本大震災や、福島原発事故、関東・東北豪雨など、市民の安全・安心を脅かす事態が生じています。これらのような想定を越える地震、風水害などの自然災害のほか、放射性物質による汚染、大規模な火災や爆発などの事故、感染症や食中毒などの健康危機、情報セキュリティ対策、武力による威嚇や攻撃など、危機管理の対象は多岐にわたっています。そうした緊急時に備え、より強固な危機管理体制の構築を市に求めています。第 1 項では、まず、災害等に即時に対応できるような、市の総合的な危機管理体制を整備することを求めています。

第 2 項では、市民、自主防災組織等との協力、連携という横の繋がりを強化し、地域の防災力を活用することで危機管理体制を強化することを定めています。

第 3 項では、市は、地域防災の要である自主防災組織の設立や運営に関して必要な支援を行い、市民による自主的な地域の防災力の強化に努めなければならないことを定めています。

関連条例等

- 栃木市防災会議条例
- 栃木市地域支え合い活動推進条例
- 栃木市消防団設置条例



(公益通報)

第 40 条 市職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、市職員等から行われる公益通報を受け体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【解説】

第 40 条は、適法かつ公正な市政運営を行い、市民の信頼を損なうことのないように、公益通報（内部告発）について定めています。ここでいう「市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為」とは公益通報者保護法で公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為を指します。

第 1 項は、公益通報に関する市職員の責務について定めており、事実を速やかに公益通報しなければならないという義務的規定になっています。

第 2 項は、公益通報を行いやすい環境にするために、公益通報（内部告発）に関する体制の整備と、通報者が不利益を受けないための適切な措置を求めています。

○公益通報

刑法や食品衛生法など国民の生命、身体、財産等の保護に係る法律に規定される犯罪行為や法令違反行為が生じ、又は、正に生じようとしている場合に、そこで働く労働者（パートや派遣も含む。）が、事業者内部や行政機関などに通報すること。

(要望等への対応)

第 41 条 市は、市民の市政に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

【解説】

第 41 条は、市は、市民からの要望等（要望、提言、意見、苦情等）に対し、迅速かつ誠実に対応することと定めています。

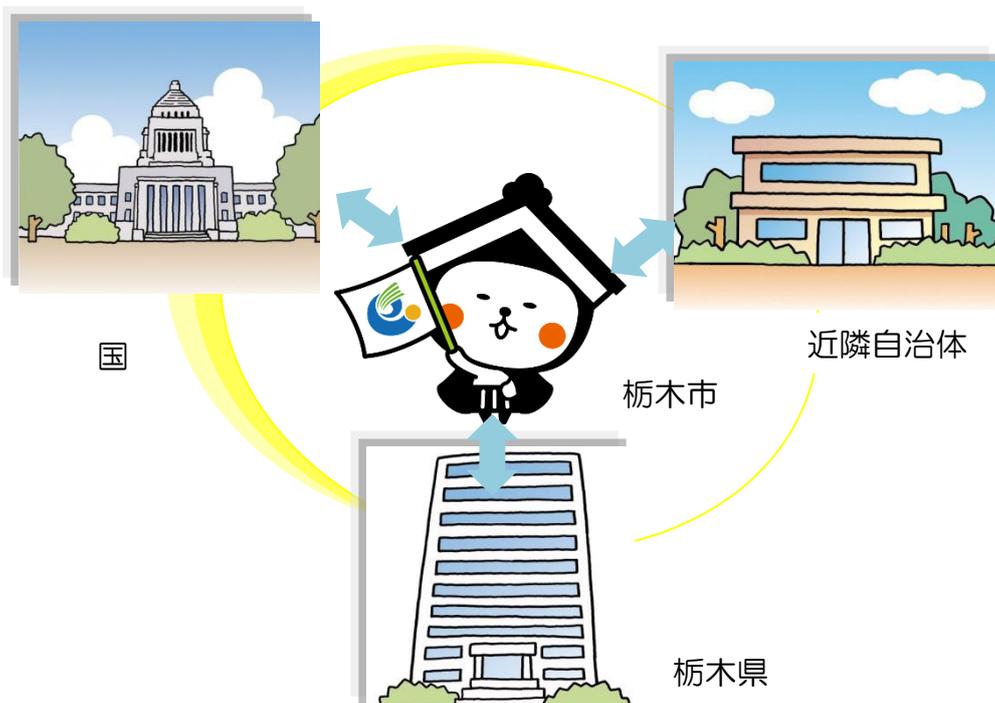
苦情等の対応については行政不服審査法や行政事件訴訟法などの制度が整備されていますが、まずは、窓口等において市職員の適切な対応が求められます。市民からの要望等について、市の組織としての対応を確実なものとしていくために、市職員一人一人の意識改革や市職員のレベルアップが必要となります。

(広域連携)

第 42 条 市は、近隣自治体、栃木県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりに協力するものとする。

【解説】

第 42 条は、市としての近隣自治体、県、国との広域連携について定めており、市には市内のまちづくりだけでなく、市外を含む広域的なまちづくりにも協力することが求められます。



(国際交流)

第 43 条 市は、国際交流の輪を広げ、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

【解説】

第 15 条 (交流) では、市民に対して様々な活動を通じて積極的に市外の人々と交流を図ることを期待していますが、第 43 条では、国内に住む外国の人たちや、外国に住む人たちとの交流を市が支援することを定めています。

